その他の滑空機		六万五千五百円（電子承認申請の場合にあっては、六万五千百円）
飛行船		十八万三千四百円（電子承認申請の場合にあっては、十八万三千円）
飛行機	単発機	二百九十九万五千九百円
	多発機	五百八十五万五千四百円
回転翼航空機	単発機	二百八十七万二千五百円
	多発機	五百五十五万九千五百円
滑空機	動力滑空機	百三十二万五千四百円
	その他の滑空機	百九万千三百円
飛行船		五百五十九万六千百円
飛行機	単発機	三百十七万六千円
	多発機	六百四十七万九千円
回転翼航空機	単発機	三百十八万四千円
	多発機	六百四十九万千百円

(2)
二　法第十一条第一項の第二号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機

最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		五百八十五万五千四百円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに三十四万三千八百円を加算した額
最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの		五百八十五万九千五百円に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごとに四十万四千五百円を加算した額
最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの	単発機	五百五十五万九千五百円に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごとに四十万四千五百円を加算した額
	多発機	六百四十七万九千円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに三十七万九千三百円を加算した額
最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		六百四十七万九千円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに三十七万九千三百円を加算した額
最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	単発機	六百四十七万九千円
	多発機	六百四十九万千百円
最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの		六百四十九万千百円に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごとに三十七万九千八百円を加算した額
最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの	単発機	三百十八万四千円
	多発機	六百四十九万千百円

(3)
その他の航空機

飛行機	単発機	三百十七万六千円
	多発機	六百四十七万九千円
飛行船		五百五十九万六千百円
滑空機	動力滑空機	百三十二万五千四百円
	その他の滑空機	百九万千三百円
回転翼航空機	単発機	三百十八万四千円
	多発機	六百四十九万千百円

別表第一中第五号を第十号とし、同表第四号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号を同表第九号とし、同表第三号の次に次の五号を加える。

滑空機	動力滑空機	百四十八万三千二百円
	その他の滑空機	百二十万五百円
飛行船		五百八十三万七千円
ロ　その他のものの変更をすることにより法第十一条第一項の第二号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	(1)　承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機	三万千五百円（電子承認申請の場合にあっては、三万千円）
	(2)　法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	三十二万七百円
	(3)　その他の航空機	三十三万三千二百円

四　法第十三条の二第一項の承認をすることができる者

イ　承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機		一万九千七百円
ロ　法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機		十五万六千百円（電子承認申請の場合にあっては、十五万五千六百円）
ハ　その他の航空機		十九万五千百円（電子承認申請の場合にあっては、十九万四千六百円）

五　法第十三条の二第一項の承認をすることができる者

イ　承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機		一万二千七百円
ロ　法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機		十万二百円（電子承認申請の場合にあっては、九万九千七百円）
ハ　その他の航空機		十二万千円（電子承認申請の場合にあっては、十二万五百円）

六　法第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者

イ　国土交通大臣又は国土交通省令で定める大修理をした場合	飛行機	最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	単発機	十六万三千九百円
			多発機	二十万八千五百円
		最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		二十万八千五百円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに九千六百円を加算した額
	回転翼航空機	最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの	単発機	十六万四千四百円
			多発機	二十万九千円